

平成22年第2回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月11日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第29号 専決処分事項の承認について(平成21年度板倉町一般会計補正予算(第8号))	8
○議案第30号 専決処分事項の承認について(板倉町税条例の一部改正)	9
○議案第31号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部改正)	9
○議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について	12
○議案第33号 板倉町風景条例の制定について	13
○議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	17
○議案第35号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	17
○議案第36号 基幹水利施設管理事業(土地改良事業)の施行について	19
○議案第37号 町道路線の廃止について	20
○議案第38号 町道路線の認定について	21
○議案第39号 平成22年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について	23
○議案第40号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	28
○議案第41号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	29
○議案第42号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	31
○議案第43号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	33

○陳情第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情について	34
○散会の宣告	34
散会 (午前11時20分)	34

第4日 6月14日(月曜日)

○議事日程	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○職務のため出席した者の職氏名	35
開議 (午前9時00分)	37
○開議の宣告	37
○一般質問	37
青木秀夫君	37
小森谷幸雄君	50
秋山豊子さん	63
延山宗一君	75
石山徳司君	85
○散会の宣告	98
散会 (午後3時25分)	98

第8日 6月18日(金曜日)

○議事日程	99
○出席議員	99
○欠席議員	99
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	99
○職務のため出席した者の職氏名	100
開議 (午前9時00分)	101
○開議の宣告	101
○常任委員会委員長報告	101
○陳情第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情について	101
○議員派遣の件	102
○閉会中の継続調査・審査について	102
○町長あいさつ	102

○閉会の宣告	103
閉 会 (午前 9時10分)	103

板倉町告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成22年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年6月8日

板倉町長 栗原 実

1. 日 時 平成22年6月11日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 4 名)

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	荻 野	美 友	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	塩 田	俊 一	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年6月11日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第29号 専決処分事項の承認について（平成21年度板倉町一般会計補正予算（第8号））
日程第 4 議案第30号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）
日程第 5 議案第31号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）
日程第 6 議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 7 議案第33号 板倉町風景条例の制定について
日程第 8 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第35号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第36号 基幹水利施設管理事業（土地改良事業）の施行について
日程第11 議案第37号 町道路線の廃止について
日程第12 議案第38号 町道路線の認定について
日程第13 議案第39号 平成22年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について
日程第14 議案第40号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第15 議案第41号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第16 議案第42号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第17 議案第43号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第18 陳情第 1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情について
報告第1号 平成21年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について
報告第2号 平成21年度板倉町土地開発公社事業報告及び決算について
報告第3号 平成22年度板倉町土地開発公社事業計画及び予算について

○出席議員（14名）

- | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|----|----|
| 1番 | 川野辺 | 達也 | 君 | 2番 | 延山 | 宗一 | 君 |
| 3番 | 小森谷 | 幸雄 | 君 | 4番 | 黒野 | 一郎 | 君 |
| 5番 | 石山 | 徳司 | 君 | 6番 | 市川 | 初江 | さん |
| 7番 | 青木 | 秀夫 | 君 | 8番 | 野中 | 嘉之 | 君 |
| 9番 | 石山 | 甚一郎 | 君 | 10番 | 秋山 | 豊子 | さん |
| 11番 | 荻野 | 美友 | 君 | 12番 | 青木 | 佳一 | 君 |
| 13番 | 川田 | 安司 | 君 | 14番 | 塩田 | 俊一 | 君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原	実君
教育長	鈴木	実君
総務課長	小野田 吉	一君
企画財政課長	中里	重義君
戸籍税務課長	長谷川	健一君
環境水道課長	鈴木	渡君
福祉課長	永井	政由君
健康介護課長	北山	俊光君
産業振興課長	田口	茂君
都市建設課長	小野田	国雄君
会計管理者	荒井	利和君
教育委員会 教育事務局長	小菅	正美君
農業委員会 農事事務局長	田口	茂君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	荒井	英世
庶務議事係長	石川	英之
行政安全係長兼 議事事務局書記	根岸	光男

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長(塩田俊一君) おはようございます。

ただいまから告示第39号をもって招集されました平成22年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長あいさつ

○議長(塩田俊一君) 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長(栗原 実君)登壇]

○町長(栗原 実君) おはようございます。農繁期も終盤戦に入っているようでございます。公私とも何かとご多忙の中を、第2回定例会を招集をいたしましたところ、全員の議員さんにご出席を賜り、まことにありがたく思います。また、先月の15日の1都6県利根川水系連合水防演習では、関係する町内団体、あるいは関係部署のご協力をいただき、また議員さんにもご協力をいただきまして、大過なく終了をいたしましたこと、この場をおかりして改めてお礼を申し上げるところでございます。そして、今後、この水防演習を大きな契機といたしまして、自主防災のあり方も含め、万が一のときの安全安心をどう担保をするか、町民の皆様と一緒に考え、その対策の具現化に向けて施策の展開を計画をしていきたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いをいたします。

さて、ご承知のように国政におきましては、5月末の解決をすると公言をされていた日米安保あるいは極東の安定のためのいわゆる普天間の問題、沖縄問題、さらには国民の期待に反したトップ2、民主党のトップ2人の金権体質の問題等に端を発しました首相の辞任、それに伴う新首相の誕生、新政権の組閣等、慌ただしい週末から週明けにかけての出来事もございました。平成に入りまして16人も首相がかわるという世界でも最も異常とされている今日日本の状況、海外から見ますと非常に冷めた目で見られているというような報道もございまして、そんな見方もよそに菅首相率いる内閣は、前政権の20%を割り込んだ状況から一変をして50%を超す、あるいは近くまで支持率が回復をし、国民の期待もそういう見方からすれば相当あるようでございますので、7月中に予定をされる参院選の行方等も見守りながら、状況判断をその都度していかなければならないかなと思っております。幸い、前政権に対しての反面教師的スタンスの人選あるいは政策の変更等々、出発早々から新政権の方向性が見受けられる点多々あるようございまして、政策に対する賛否あるいはスタンスの違いは別といたしまして、総合的に新しくスタートした政権は今のところ好感的に国民には受けとめられているという状況かと分析をしております。この政変が群馬県政あるいは当町の施策、そして町民生活にどのように影響してくるのか、一定の期間これもしっかりと見定めながら、注目をしてまいりたいと思っております。

また、今日も新聞報道で大きく報道されておりましたが、宮崎県で多発をしている口蹄疫につきましても、当町におきましても9戸の養豚、肉牛農家もある関係上、しかも立地が3県にまたがる、いわゆる隣接をするだけに、県の指導はもちろん、隣県との情報の共有、万が一に備えた対策等も含めた対応、指導も県当局

に既に発生当初に要請をしたところでありまして、当然それらについての施策は、いわゆる情報の収集、共有あるいは指導も適宜行われるものと受けとめているところでございます。

また、子ども手当の支給でございますが、これにつきましても賛否両論ある中で支給が開始をされたわけでありまして、2月、3月分の児童手当と4、5月分の子ども手当ということで、今回につきましては6月の10日を目途として支給できるよう手続を進めてきたところでありまして、まさに昨日今日支給が開始をされている状況であろうと思っております。先般ご相談も申し上げましたが、一部現金支給も踏まえまして、漏れなき対応を指示しているところでございます。

また、町の問題に入りますが、当町最大の課題である企業誘致につきましては、順次用地の造成完了に基づき事前予約も含め、企業局の言明したペースよりもやや遅目の感は一応ありますものの、受け付けを現在開始をしている状況でございます。複数の企業から問い合わせがあるという話は企業局から連絡をいただいております。町とすれば、できれば町に対して貢献度の高い企業の問い合わせを強く期待をしている状況でございます。

商業施設誘致につきましては、特定の1社との交渉が継続中でありまして、朗報が町民の皆様には届けるよう、県議さんや必要な立場の方々にまでご足労をいただきながら、あるいは巻き込みながらと言ってもよろしいかと思っておりますが、現在全力を挙げているところではございますが、依然として予断を許さない状況下にあるということをご報告をとどめたいと思っております。

また、かねてからご相談をその都度申し上げておりますが、1市2町によるごみ処理施設建設も、受け持ち施設の合意が先般図られまして、一部事務組合に事務局を移し、手順にのっとり一段一段階段を上るがごとく丁寧に進捗が図られているというような状況でございます。

加えて、ほぼ同時期の厚生病院の建てかえにつきましても、関係市町間で、資金計画も含め、改築想定案を一応了承をいたしまして、それぞれの議会にその都度理解をいただきながら進めている段階でございます。

さらに、八間樋橋につきましても、今年10月に国に対しての補助金の申請という最も大事ないわゆる時期に入っております。現在県とのやりとりを進めているわけではございますが、これも政権の変更によりまして、多少私が想定していた補助金の関係の想定が、大きく何というのですか、難しさを迎えているというところもございまして、これも所期の目標に向かって県とのやりとりを進めているということでございます。これも関係するあらゆるお立場の人、関係者にお力添えをいただきながら、当初計画をした補助金の獲得に向けて、県とのやりとりが正念場を迎えているということをご報告をいたしたいというふうに思っております。

各般にわたる事業展開が現在なされているわけではございますが、この後、まさにその都度、行政だけが進めるというわけではございませんので、議会にご相談を申し上げ、あるいはご指導をいただき、また進言もいただきながら、目標がいいあんばいに達成できるような形を目指して頑張っていきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

本日、6月の定例会につきましては、議案29号から43号を上程をさせていただきましたが、各位のご協力により慎重審議をいただき、ご決定賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておりますから、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案は15件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり陳情1件が提出されております。

次に、町長から平成21年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告が地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第1号で提出されております。

次に、板倉町土地開発公社の経営状況を説明する書類が地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告第2号及び第3号で提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7番 青木秀夫君

8番 野中嘉之君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、6月4日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、6月4日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日11日から18日までの8日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、議案第29号から議案第43号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、陳情第1号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了します。

12日と13日を休会とし、第4日目の14日には一般質問を行います。

第5日目、15日は総務文教福祉常任委員会を開催して、所管の事務調査を行います。

第6日目の16日は産業建設生活常任委員会委員会を開催して、付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。

17日は休会とし、第8日目、最終日の18日には、付託された案件について所管の委員長報告の後、審議決定をいたします。さらに、議員派遣の件と閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から18日までの8日間と決定いたしました。

○議案第29号 専決処分事項の承認について（平成21年度板倉町一般会計補正予算
（第8号））

○議長（塩田俊一君） 日程第3、議案第29号 専決処分事項の承認について（平成21年度板倉町一般会計補正予算（第8号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは早速、議案第29号の提案理由についてご説明を申し上げます。

専決処分事項の承認についてということでございまして、平成21年度板倉町一般会計補正予算（第8号）ということになります。本補正予算につきましては、第8回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,433万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億4,404万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、地方交付税を1,433万9,000円追加するものでありますし、歳出につきましては、総務費を1,433万9,000円、同額を追加するものでございます。

内容につきましては、平成22年3月31日付の退職者への退職手当支給額の決定に伴い、市町村総合事務組合負担金条例第2条第1項の規定に基づき、本町が納付する退職手当負担金が確定をしたということによるものでございます。

なお、担当課長からの説明はございませんが、よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願い申し上げます。これについては、先般の協議会でご案内、ご相談を申し上げた議案でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議案第30号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）

議案第31号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（塩田俊一君） 日程第4、議案第30号と日程第5、議案第31号の2件は地方税法改正の関係で関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第30号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）ということですが、議案第31号 専決処分事項の承認について、これについては板倉町国民健康保険税条例の一部改正ということがございます。本案につきましては、関連がございますので、一括してご説明を申し上げたいと思っております。

今回の改正につきましては、地方税法の改正により、板倉町税条例及び板倉町国民健康保険税条例の一部をそれぞれ改正する必要が生じたので、平成22年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

なお、細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 長谷川戸籍税務課長。

〔戸籍税務課長（長谷川健一君）登壇〕

○戸籍税務課長（長谷川健一君） それでは、議案第30号並びに議案第31号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第30号、板倉町税条例の一部を改正する条例ですが、「板倉町税条例の一部を改正する条例」以下3行目、「第18条各号列記以外の部分中」以降8行目までにつきましては、法人税法の改正に伴うものでございます。

内容につきましては、生産所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例が全削除され、生産所得課税が廃止されたため削除されたものです。それと、合併類似適格分割の規定が削除されたためと、さらに適格合併による解散を除く解散のケースが細分化されまして、残余財産の確定、適格合併を除く合併、破産手続の決定による解散とするとともに、旧法人税法から削除し、新たに規定したことを踏まえまして、地方税法の規定もあわせて削除と規定の整備を行ったものでございます。

1ページの8行目から、ちょっと飛びますが、3ページの18行目までについてですが、これにつきまして

は、個人の町民税に係る給与所得の扶養親族申請書、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書が地方税法において新たに設けられたことから、追加するものでございます。内容といたしましては、扶養親族の見直しによるもので、所得税法は年少扶養親族に関する情報を収集しないことを踏まえまして、個人住民税の非課税限度額制度等に活用する市町村において、引き続き扶養親族に関する事項を把握できるようにするため措置を講ずるものでございます。

3 ページの19行目以降についてですが、地方税法第321条の3、これは給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収でございますが、その改正に伴うものでありまして、65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法を平成20年度までの方式に戻すものでございます。さらに、年金特徴の対象者を除いて、給与所得者については、原則としましてその他所得、これは年金所得を含むわけでございますが、に係る所得割も含めた住民税を給与から特別徴収するものでございます。

4 ページの12行目からですが、これにつきましては、地方自治法第298条、地方開発事業団の廃止に伴って削除するものでございます。

同じく4 ページの14行目、中ほどになりますけれども、これにつきましては、地方税法第468条、たばこ税の税率の改正に基づくものでございまして、旧3級品以外の製造たばこ1,000本当たり3,298円を4,618円に1,320円を引き上げ、旧3級品の製造たばこ1,000本当たり1,564円を2,190円に626円引き上げるものでございます。

同じく4 ページの18行目以降になりますけれども、金融・証券税制に係るものでございまして、金融所得課税の一体化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、地方税法の附則第35条の3の2、これにつきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る都道府県税及び市町村民税の所得計算の特例の新設によりまして、少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置の創設に関して、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得の金額と区分して計算する等、所要の措置が講じられたものでございます。

5 ページの、これも中ほどになると思いますが、13行目以降につきましては、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法、地方税法の特例に関する法律の改正に伴う規定整備であります。それによりまして、法律の題名及び略称の解消を修正するものでございます。

5 ページの下のほうの附則につきましては、施行期日及び経過措置でございます。

次に、議案第31号、板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、医療費の増加と相まって、課税総額が増加していく中にありまして、中低所得者の負担軽減に配慮いたしまして、国民健康保険税の賦課上限を引き上げるものでございます。医療費分の限度額を47万円から50万円へ3万円引き上げ、支援分の限度額を12万円から13万円へ1万円引き上げるものでございます。

中ほどの特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、国民健康保険の被保険者が非自発的な理由によりまして離職した一定の者である場合においては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、前年所得の中に給与所得がある場合には、その給与所得は100分の30に相当する額によるものとして所得割を算定するとともに、減額判定をするものでございます。これにつきましては、解雇や倒産等の非自発的失業者について、何らの準備もなく突然職を失い収入が途絶えてしまうという特殊事情に配慮しまして創設されたものでございます。

2ページの下段及び3ページの附則につきましては、施行期日及び適用区分でございます。

以上、説明させていただきます。よろしくご審議決定お願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより各議案別に審議を行います。

日程第4、議案第30号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部改正）の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第31号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部改正）の質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山徳司です。この2つの議案書について、どこが一致する部分かということ、専決処分という文言の中では一致しますが、条例の中で、板倉町の条例が47万から57万、12万が13万に上がるという条例を規定するということになっていきますので、値上げする根拠というのはわかっているのですが、8,000万ぐらいの不納金が出ているということで……国民健康保険の運営上、そういうことで値上げせざるを得ないという方向性は、今までの話し合いの中で頭の中にあるのですが、値上げするという事は、国の法律と一貫性があるのかなという認識もあるのですが、その辺のところをちょっと詳しく説明願いたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案30号、31号につきましては、国の上位法のいわゆる変更によりまして、町へ影響してくるということでの変更でございます。先ほど議員さんがおっしゃいました、かねてから町として国保の値上げを検討していただくべきご協力と検討もいただいていたのですが、それとは全く別次元の問題でございます。これは、国の法律がそういうことで変わったことによって、上位法が変わったことによる置きかえということでございます。

細部につきましては、税務課長……そういうことで、いいですか、これで。だから、それが共通項目ですね、30、31の。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番(石山徳司君) では、課長のほうからも。国のほうから、どういう文言で、こういう時代ですので、私も一般質問でやりますけれども、その前に、国から指示があったということでもありますので、その内容につきましてちょっと詳しくお願いします。

○議長(塩田俊一君) 長谷川戸籍税務課長。

[戸籍税務課長(長谷川健一君)登壇]

○戸籍税務課長(長谷川健一君) 今、町長が申したとおりですが、それと今、町の保険税の改正とは別の部分の中で国の、石山議員さんのほうの国からどういう制度的な部分でこの辺がということで、ちょっと述べさせていただきます。

この引き上げについては、現状の厳しい医療費等の増嵩というか、増えていく中で、やはりその辺の国保の課税のベースというか、対象者の中で、金額の平準化というのですか、負担の、上げることによって、その中間層が負担が、その辺が国のねらいの中で、この辺が全国的に、全国というか、法律がですね、それぞれの市町、自治体の改正とは別に、全国的に国からの示された税の改正、引き上げだという形で解釈しております。

○議長(塩田俊一君) よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決をいたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長(塩田俊一君) 挙手多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(塩田俊一君) 日程第6、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長(栗原実君)登壇]

○町長(栗原実君) 議案第32号についてご説明を申し上げます。人権擁護委員候補者の推薦ということでございます。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦でありまして、擁護委員そのものは法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦については議会の意見を聞いてということになっております。

現在その職にあります東地区の眞住勝康君が、来る平成22年9月30日をもって任期満了となることに伴う後任者の推薦ということでございます。したがって、引き続きお願いをするということの提案でございます。

眞住勝康君、生年月日、昭和17年1月30日生まれ、住所、朝日野4丁目16番地の7。眞住君につきましては、1期3年の任期中その職務を熱意をもって的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、採決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

これより議案第32号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は同意することに決定いたしました。

○議案第33号 板倉町風景条例の制定について

○議長（塩田俊一君） 日程第7、議案第33号 板倉町風景条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第33号 板倉町風景条例の制定についてでございます。

本案につきましては、風景に関する町の施策の基本方針を明らかにするとともに、景観法の施行について必要な事項を定めることにより、町民一人一人が親しみと愛着と誇りの持てる板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いでいくことを目的とし、条例を制定するものでございます。

板倉町は、平成20年8月に景観行政団体となっておりまして、これまで景観法に基づく景観計画である「板倉町風景計画」の策定を進めてまいりました。本条例は、「板倉町風景計画」に位置づけられた風景づくりの方針や推進方策等を総合的かつ円滑に運用することを主眼としたものであります。

以上、制定について申し上げましたが、担当課長より細部につきましては説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

〔都市建設課長（小野田国雄君）登壇〕

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第33号 板倉町風景条例の制定についてご説明を申し上げます。

初めに、条例の構成でありますけれども、第1章から第7章までの構成になります。

まず、第1条でありますけれども、目的であります。ただいま町長の提案理由にありましたように、板倉らしい風景づくりを進め、次の世代に引き継いでいくことを目的として定めております。

第2条、用語の定義になりますけれども、1号の風景から、2ページになりますけれども、6号の事業者まで、用語の意義をそれぞれ各号で定めております。

次に、3条から5条までが、町の責務、町民の責務、事業者の責務を定めるものでありますが、それぞれが良好な風景づくりに努めなければならないということで定めております。

第6条につきましては、省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。第7条、風景計画の策定になりますけれども、風景計画において、風景計画区域、風景づくりの方針及び基準を定めなければならないというものであります。

第8条につきましては、省略をさせていただきます。

第9条、風景重点地区であります。風景計画区域は板倉町全域でありますけれども、そのうち重点的に風景づくりを推進する地区を指定できるように定めるものであります。

第10条、第11条につきましては、省略をさせていただきます。

第12条、届け出を要する行為になりますけれども、景観法の中で届け出をする以外の届け出を町の条例の中で定めるものであります。第1号では、土地の開墾等により面積が1,000平米を超え、または高さが2メートルを超える擁壁、4ページをお願いいたしますけれども、2号では、屋外における土砂等の堆積物の高さが2メートルを超えるもの、または1,000平米を超えるものについては届け出が必要な行為ということで定めております。

第13条、届け出を要しない行為でありますけれども、適用除外について条例で定める行為になりますけれども、1項では、一般地区になりますけれども、別表1に掲げる行為、2項では、重点地区になりますけれども、別表2に掲げる行為を届け出を要しない行為ということで定めております。

第14条から第18条までにつきましては、省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。第19条、第20条は、風景資産に関する事項になります。ここでは、風景資産の指定に関すること、維持管理について定めております。

6ページをお願いいたします。第21条、景観重要建造物の指定、第23条、景観重要樹木の指定になりますけれども、町長は、指定をしようとするときは、所有者の同意を得るとともに、審議会の意見を聞かなければならないということ定めております。

7ページをお願いいたします。第25条、第26条につきましては、省略をさせていただきます。

第27条から8ページの第31条までは、板倉町風景審議会に関する規定を定めております。

附則でありますけれども、この条例は平成22年10月1日から施行をするというものであります。

以上、要点のみの説明とさせていただきますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番、延山です。今回の風景条例の中に、5章になるわけなのですが、第26条の中に、良好な風景にかかわる行為につきましては、技術的な援助、そしてまた経費の一部を助成するということが明記されているのですけれども、それに対しての助成率ですね、これは経費の何%が助成されるのかなということなのですか。

それと、その上の25条の中に、所有者、設計者または施工者を表彰することもできるということなのですが、それについての基準ですね、それはどういうふうな定めをされるのでしょうか。お願いいたしま

す。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） ただいまのご質問の助成の関係、あるいは表彰の関係でありますけれども、まだそこまでの、細かい内容については決めておりませんが、今後景観あるいは風景なり、建物なり、いろいろなものが指定をされていくかと思っておりますけれども、そういう時点で当然指導なり、助成なり、援助的なものは出てくると思っておりますけれども、今の時点ではそういうものは決めておりませんので、そういう指定の時期が、計画の中でもステップアップということで予定されていますので、その中で、例えば建物を重要建造物ということで指定をするという時期になった時点で助成、そういうものについては審議会の中で検討していきたいというふうに思います。

それから、表彰に関することにつきましても、同じようにその時期になったら検討していきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 非常に重要な部分だと思っております、私もそれなりにこの部分については心配をしておる面もございます。例えば一つの建物等を、あるいはそれが一つでなく板倉町で幾つも数があると、それ全体を、いわゆる景観的な面から非常に価値があると、それを指定することで、例えばその今後の維持管理、あるいはそれに建物に付随する基礎部分とか、いろんな面まで拡大解釈をしましたときに、相当な予算支出も想定をされるということも心配されるところでございまして、まさにここに書いてあるとおり、助成をしなければならないということになっておりません。助成をすることができるということで、その都度議会に、例えば合意がとれるような範囲内で予算措置を見ながら、そういった状況が起こったときにご相談申し上げ、妥当なことだろうという理解がいただければそういうふうにしていくし、あるいは一例だけでなく恒久的にある意味では続くものですからですね、ということで一応表彰することもできるし、表彰はしないと断言もしないほうがいいだろうと、あるいは助成をしなければならないということになりますと、大変な責務を負うわけでございますので、することができるという、いわゆる可能性を含めているところでありまして、その都度、先ほど課長から答弁いたしましたように、議会に諮りながら、そういう必要性が出た場合には、どの程度かということをも十分協議をしていかななくてはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私も26条のところなのですが、技術的援助または経費の一部をとということで、審議会がきちっと発足してなった場合は審議会ですべてを審査して、また議会にかけて決まってくるように先ほど町長のお話の中で伺いました。そういう中で、板倉町には水塚が随分ございます。そういう中で技術的援助、経費の負担というのは、これを、私も前に一般質問したことがあるのですが、そのときは、複数あるので、なかなかそれを全部援助することは無理だというような当局のお答えでしたけれども、そういった水塚の補修とか経費的援助ですか、持っているお宅においては大変な負担になっていると思

うのですよね、それを存続させていこうとするには、そういうときのまた技術的援助と経費の負担ということ、そういうのも入るのかなというふうに私も自分なりに解釈をしたのですが、それだとなかなか大変だなという思いもありました。ですから、その審議会が発足になるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ご承知のように、例をとれば水塚の問題が典型的に想定されるわけですね。板倉町に100なり相当数の水塚があると、その中のどこの部分を指定するかということにもなるわけですが、例えば水塚については我が町のいかにも特色のように言われておりますが、水塚は板倉町だけでもございません。尾島町までずっとございますし、この間、県知事と防災訓練の上がりにあるところで昼飯を食いながら、「板倉だけじゃねえんだよ。水塚はおれの生まれ故郷だっずっとあるんだな」、揚舟もあるそうですね。それは比較的東毛は低いというところで。ただ、ここは数があるということが非常にある意味では特色。ですから、水塚については非常に、比較的質素なほうだと伺っております。ただ、質素だけに、それを全部ある程度指定をして、しかも屋根のかわらから骨組みからですね、しかも現在ほぼ使われていない状況のような形が水塚としても多いとすれば、傷みもさらにひどくなるでしょうし、水塚そのものよりも、それを支えている台形型の盛り土、それ等も含めまして非常にいろんな想定をしますときに、ですから指定も数はどうするのか、あるいはどの程度までとかという問題については、これから相当数の議論もする余地があるかと思っております。

加えて、一定の敷地内、屋敷内にあるわけですから、屋敷内、敷地内の有効利用を、時とすると阻害を、指定することで、いや、うちはここをぼっこして、この水塚のところを壊して、そこへ母屋をずらしたいとか、建てかえるときにとか、いろんな、それに対して補償をどうするかとか、考えると、そんな簡単に助成をしたり、技術的に援助をしていくということも考えますときに、非常に大きな費用も想定される場合もありますので、それより優先するべき事項を当然もちろん今町はやっているわけですが、ただ一切を助成できないということでもまずい場合も想定しますし、あるいは助成しなければならないと逆に今の時点でみずからの首を締めるような状況をつくり出すこともいけないだろうということで、あくまでそういう状況を見ながら、可能性として、時とすれば指定したものが非常にひどくなった場合は修復をすると、それ以前に何個指定するのかとか、いろんな問題も出てくると思いますから、今は水塚の例で申し上げているのですよ、そういうことで、とりあえず条項だけ置かせていただいているというご理解で結構かと思えます。

いずれにしても、何をやるにもこれについては予算を計上しなくてはなりません。例えば審議会で決定したにせよ、最終的には議員さんが最も強い権限をお持ちでございますので、その都度賛否をお伺いをしながらということになろうかと思えますので、とりあえず重要な問題視をする項目でもないだろうと、とりあえず今の時点ではですね、そういうものが発生したときに真剣にご議論いただくということでございます。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第35号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（塩田俊一君） 日程第8、議案第34号、日程第9、議案第35号の2件は職員のサービスの関係であり関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 引き続き議案第34号及び35号につきましてご説明を申し上げます。

ただいま議長さんのほうからご案内がありましたように、いずれも職員のサービスに関する問題でございますので、一括してご説明を申し上げます。

34号につきましては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。同じく35号につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。以上2件は、それぞれ関連があるということでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴う改正でございます。いわゆる上位法の変更に伴う改正でございまして、本町におきましても、職員の仕事と子育ての両立が可能となるように、この法改正に準じた条例の改正を一部行うものでございます。

なお、詳細については担当課長よりご説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

〔総務課長（小野田吉一君）登壇〕

○総務課長（小野田吉一君） それでは、議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び議案第35号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、関連がございますので、一括してご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この2つの議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正を受けましての町条例の一部改正でございます。

改正の趣旨につきましては、ただいま町長の提案理由にもありましたけれども、男女がともに子育てあるいは介護をしながら働き続けることのできる社会を目指した育児休業等に関する拡充を図るための制度改正でございます。子育てのしやすい職場環境を整えて福祉の増進を図るとともに、少子化防止につなげようと

するものでございます。

内容を要約して説明させていただきますと、2つございまして、1つは子供が生まれてから3歳までの養育に関する育児休業を取得する条件の改正、それともう一つは小学校に入学する前までの子供の養育に関する1日の勤務時間を短縮した勤務形態を希望できるという制度を導入する改正でございます。1つ目の3歳までの育児休業でございますけれども、これまでは夫婦の片方が育児休業を取得していると片方は取得できなかったのですけれども、これが両方が同時に取得をできるということになります。また、育児短時間勤務の取得要件及び部分休業についても、配偶者の就業の有無や育児休業取得の有無にかかわらず取得できるようになります。それから、新設の制度といたしまして、3歳までの子供の育児または介護を行う職員の時間外勤務を原則としてさせてはならないという制度が設けられます。

2つ目の小学校入学前までの子供を養育するために1日の勤務時間を短縮した勤務形態を希望できる制度を導入するものでございますけれども、勤務形態としましては、4つほどございまして、1日4時間の勤務、1日5時間の勤務、1週間に3日勤務、1週間に2日勤務と、これらのいずれかを希望できるというものでございます。

細かな説明は省かせていただきますけれども、希望した勤務形態による育児短時間勤務中の給与及び手当、そして期末勤勉手当、さらには職場復帰後の昇給の調整及び年次有給休暇日数等につきましても規定されます。

なお、この条例の施行期日は平成22年6月30日とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議案書にある条文は、条文をこう変えるという非常に、多分わかりづらいと思いますので、今、要約をさせていただきますので説明をさせていただきます。

以上をもちまして、議案第34号及び第35号の説明にかえさせていただきますけれども、慎重審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより各議案別に審議を行います。

日程第8、議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第35号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたしたいと思えます。再開は10時20分といたします。

休 憩 （午前10時02分）

再 開 （午前10時20分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○議案第36号 基幹水利施設管理事業（土地改良事業）の施行について

○議長（塩田俊一君） 日程第10、議案第36号 基幹水利施設管理事業（土地改良事業）の施行についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 引き続きお願いを申し上げます。議案第36号、基幹水利施設管理事業（土地改良事業）、いわゆるソフト事業ですね、の施行についてということでございます。

本案につきましては、渡良瀬川中央農地防災事業により造成をされました邑楽東部第1排水機場が、平成23年度より本町並びに館林市、栃木市、これは合併以前、藤岡町にかかわっておりましたので、現在栃木市に管理移譲されることに伴いまして、管理に係る維持管理経費負担の軽減を目的に、基幹水利施設管理事業を施行したいため、土地改良法第96条の2第2項に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、担当課長の説明はそういうことでございせんけれども、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。くどいので恐縮なのですが、渡良瀬遊水地に付随する排水樋管と排水ポンプの管理、これは板倉だけが今回の第1については反対するというわけにいきませんから、

私も賛成します。でも、これは三杉川から呂楽東部第1、第2、谷田川があるのですけれども、それ全部国土交通省が今まで管理していたのを、今度は谷田川については県の指定河川になってしまったから県の管理ということになりますけれども、この辺のところはもう一度町長には、各関係市町と相談して統一性のとれた形にさせていただきたいという要望だけ申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 議員要望のあったこと、あるいは事業の性格、この事業は議員がおっしゃられたとおり、板倉町を初めとする9つの市と町で計画を立てて行っている事業です。今現在は、今回提案させていただきましたけれども、維持管理費等のことも、今言った9つの市町あるいは国、県と協議した中で進んできた事業ですので、これについてはご理解をいただければと思います。

あわせて、そういう協議会ができていますので、当然始まったばかりで、地元ではこういう意見があるのだよという話もしづらい面もあるのですけれども、折に触れてその辺のところは、まず口頭という形になると思うのですけれども、こういう話題も出ているよというお話はつなげるのかなと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議案第37号 町道路線の廃止について

○議長（塩田俊一君） 日程第11、議案第37号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第37号 町道路線の廃止についてということでございます。

本案につきましては、渡良瀬川中央農地防災事業（2期）大箇野幹線遊水池工事に伴い、終点に変更が生じることから廃止をするものでございます。また、町道認定されていた道路の利用及び維持管理におきましては、公共性が低いことから、これも廃止をするものでございます。

以上、申し上げましたが、担当課長の説明もございますので、よろしくお聞きの上、ご審議いただきます

ようお願いします。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第37号 町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

初めに、2ページの廃止路線図をごらんいただきたいと思います。町道2412号線でありますけれども、渡良瀬川中央農地防災事業によりまして、大字大高嶋地内に設置をいたしました大箇野幹線遊水池の完成に伴いまして、認定路線の終点におきまして見直しが生じたことから廃止をするものであります。

次に、3ページをお願いいたします。大字細谷地内の町道5096号線でありますけれども、当該路線につきましても、個人の宅地への入り口の利用のみで、道路の利用形態や維持管理におきましても公共性が低いことから廃止をするものであります。

1ページをお願いいたします。廃止をする路線名でありますけれども、町道2412号線。起点、終点の説明は省略をさせていただきます。延長64.5メートル、幅員2.1メートル。町道5096号線、延長102.1メートル、幅員2.4メートルの2路線の廃止をするものであります。

以上、説明とさせていただきますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第37号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議案第38号 町道路線の認定について

○議長（塩田俊一君） 日程第12、議案第38号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第38号 町道路線の認定についてでございます。

今回認定をお願いいたします路線は、先ほど申し上げました渡良瀬川中央農地防災事業（2期）大箇野幹線遊水池工事において新たに整備をされた道路を町道として認定をしたいというものでございます。また、板倉ニュータウン建設事業の施行に伴い、事業区域内の道路を認定をするものでございます。

細部につきましては、同じく担当課長からご説明申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 議案第38号 町道路線の認定についてご説明を申し上げます。

初めに、2ページの認定路線図をごらんいただきたいと思います。町道2414、2415号線ですが、渡良瀬川中央農地防災事業によりまして、大字大高嶋地内に設置をいたしました大箇野幹線遊水池の完成に伴いまして、新たに2路線を認定するものであります。

次に、3ページをお願いいたします。板倉ニュータウン泉野地内の産業用地の造成に伴いまして、区画道路が整備されたことから、町道3508号線ほか3路線を新たに認定をするものであります。

1ページをお願いいたします。新しく認定する路線でありますけれども、町道2414号線。起点、終点の説明は省略をさせていただきます。延長206.3メートル、幅員2.1メートルから4.2メートル。町道2415号線、延長159.5メートル、幅員3.9メートルの2路線。また、町道3508号線、延長538.9メートル、幅員12メートルから14メートル。町道3509号線、延長217.6メートル、幅員6メートル。町道3510号線、延長29.9メートル、幅員14メートル。町道3511号線、延長323.1メートル、幅員12メートルの4路線、合計6路線を認定をするものであります。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 11番、荻野です。町道が廃止になって、また新しく町道ができるというわけなのですけれども、これについては、町道ということだけでも、道路をつくることについては町がやるのではなくて、調整池の関係でつくっていただけるものと思います。その場合は、これは舗装にしてもらえるのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 調整池の関係に伴う道路整備の関係でありますけれども、既に現地の確認を国のほうと行いまして、舗装については完了済み、それから安全対策等についてもすべて済んでおりますので、事業については国でやっていただいた事業でありますけれども、管理につきましては町で認定をして管理していきたいと、そういうものであります。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議案第39号 平成22年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第13、議案第39号 平成22年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第39号でございます。平成22年度板倉町一般会計補正予算ということで、第1号でございます。本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,510万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億6,210万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、県の支出金に3,144万1,000円、繰越金に4,869万2,000円、諸収入に344万8,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金を4,847万9,000円減額をするものでございます。

歳出につきましては、議会費に42万4,000円、総務費に1,846万1,000円、民生費に88万2,000円、それから衛生費に583万3,000円、労働費に380万6,000円、商工費に520万円、土木費に325万円、教育費に275万9,000円をそれぞれ追加し、農林水産業費を551万3,000円減額をするものでございます。

以上、補正につきましてであります。細部については担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第39号 平成22年度板倉町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、今回の補正につきましては、第1条にございますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,510万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,210万2,000円とするものでございます。

また、補正後の歳入歳出の予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございますが、ただいま町長の提案理由の中で申し上げましたとおりでございますので、省略をさせていただきます。7ページをごらんになっていただきたいと思っております。

7ページからが歳入の関係でございますが、順次ご説明を申し上げてまいりたいと思っております。まず、第14款第1項第1目民生費国庫負担金でございますが、こちらにつきましては5,387万9,000円の減額補正でございます。この減額補正につきましては、議員皆様方ご承知のとおり、22年度の当初予算の編成に際しましては、県町村会の申し合わせによりまして、子ども手当の地方負担を国が負担するものとして予算計上をいたしたところでございます。しかし、その後、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律が4月1日に施行されたため、同法で規定される国庫負担に見合わせるべき補正ということで今回の減額補正ということで

ございます。

次に、2項1目の民生費国庫補助金でございますが、540万円の増額補正ということでございます。これにつきましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございますが、また後ほど歳出のほうでこれにかかわる補正が出てまいりますので、そちらでまた説明をさせていただくこととなります。

次に、15款1項1目民生費県負担金でございます。こちらも2,693万2,000円の増額補正でございますが、これはやはり子ども手当の支給に関する法律に規定される特定財源であります県負担金の追加補正ということでございます。

次に、8ページをお願いいたします。2項4目労働費県補助金でございます。380万6,000円の増額補正でございますが、こちらにつきましては緊急雇用創出事業の補助金の追加でございます。内容といたしますと、また歳出のほうで出てまいります。ここで申し上げておきますが、人件費、それから消耗品等に係る補助金でございます。

次に、5目の農林水産業費県補助金51万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業費補助金ということでございまして、こちらも歳出のほうでやはり補正が出てまいります。

次に、7目の教育費県補助金14万4,000円でございます。これにつきましては、尾瀬学校補助金、それから昆虫の森・天文台自然学習教室事業費の補助金の追加でございます。

次に、3項4目教育費県委託金4万6,000円の追加補正でございます。こちらにつきましては、特別支援教育総合推進事業の委託金の追加ということでございます。

次に、19款1項1目繰越金でございますが、4,869万2,000円の増額補正ということでございます。このことにつきましては、主に子ども手当にかかわる地元負担の財源に充当するというものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。20款5項3目の雑入でございますが、344万8,000円の増額補正でございます。この内訳につきましては、説明欄にございますとおり、魅力あるコミュニティづくり支援事業の助成金、一般コミュニティ支援事業助成金、それから町PR広告の協賛金ということでございまして、この支出につきましても、また歳出の予算の中で補正が出てまいります。

以上、歳入の補正合計でございますが、3,510万2,000円ということになるわけでございます。

次に、10ページをお願いいたします。こちらからが歳出でございますが、まず項目別の説明に入る前に人件費関係についてご説明をさせていただきたいと思っております。今回の人件費に係る補正でございますが、当初予算の編成時の想定人員配置と4月1日付の人事異動によります現在の配置に相違が生じたことによるものが主なものでございます。したがって、それに伴う人件費の組み替えということでご理解をいただければというふうに思います。

また、商工会の事務局長設置補助金として、事務局長の人件費相当額をこれまで補助金として商工会のほうに交付をしてきていたわけでございますが、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定にこれまでの方式が抵触するおそれがあるというようなことが生起をいたしてきておりまして、それに伴う部分も含まれております。

一般会計におきます今回の人件費の補正につきましては、総額1,080万円の増額補正ということでございますが反面、特別会計におきましては663万円の減額ということになっております。したがって、差し

引き417万円の実質的な人件費の追加ということになるわけですが、この417万円につきましては、主に商工会事務局長の人件費に係るものでございます。ということで、人件費の関係をただいまご説明申し上げましたので、これ以後の項目ごとの説明からは人件費に係る部分の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

では、11ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費でございますが、こちらは補正が総額で1,856万3,000円でございますが、人件費が含まれておりますので、その部分を省きまして、説明欄の3番目の丸印のところから申し上げたいと思います。まず、秘書事務一般経費ということで、役務費で60万円の追加補正でございますが、ここにありますとおり、町PR協賛広告料ということでございます。なお、歳入の雑入のところ、協賛ということで10万円の歳入の追加がございましたが、こちらに企業局からの協賛金10万円が充てられるものでございます。

次に、4番目の丸のところでございますが、叙勲祝賀会の町負担金ということで10万円の追加でございます。こちらにつきましては、前川野辺商工会長の叙勲に伴う祝賀会の負担金ということでございます。

次に、10目自治振興費334万8,000円の増額補正、追加でございますが、こちらにつきましては、やはり雑入のところ、歳入の増額補正がございまして、これがこのところに財源として充てられるわけでございますけれども、魅力あるコミュニティ支援事業の助成金で124万9,000円の追加、それから一般コミュニティ支援事業助成金で209万9,000円の追加でございます。こちらにつきましては、行政区の集落センター等のトイレの改修、あるいはエアコンの設置等の助成金でございます。

次に、13ページへお進みをいただきたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、こちらにつきましては全体で113万5,000円の減額補正になっておりますが、人件費の部分を除きまして、2つ目の丸のところを申し上げますが、国民健康保険特別会計繰出金114万5,000円の減額でございます。これにつきましては、電算システムの改修等の追加と、あわせまして人件費の減額がございまして、合わせますと、ただいま申し上げました金額の減額補正ということでございます。

次に、2目高齢者福祉費875万7,000円の増額補正でございますが、まず地域介護・福祉空間整備事業で540万円の追加でございます。それから、介護保険特別会計繰出金が335万7,000円の追加ということでございますが、こちらにつきましては給付費と人件費の追加でございます。

次に、5目の後期高齢者医療費でございますが、21万円の増額ということでございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療事業の事務費等の繰出金21万円の追加ということでございます。

次に、15ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費でございますが、総額366万3,000円の増額補正ということでございますが、内訳として申し上げますと、2つ目の丸のところ、救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実ということで721万3,000円の追加でございますが、これにつきましては皆様方ご承知のとおり、館林厚生病院耐震改修事業にかかわる追加ということでございます。

次に、17ページをごらんになっていただきたいと思います。6款1項3目の農業振興費51万3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、やはり歳入のところ、同額が補正されるわけでございますが、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業といたしまして51万3,000円が追加されると。具体的には、パイプハウス等の設備の設置に関する助成ということでございます。

次に、5目の農地費でございますが、322万6,000円の減額補正ということでございますが、このうち人件

費外の部分を申し上げますと、2つ目の丸でございますが、本合浦パイプラインの整備事業ということで、僅少でございますが、2万4,000円の補助金の追加でございます。

次に、19ページをお願いいたします。8款4項3目の下水道費でございますが、650万円の減額補正でございます。こちらにつきましては、やはり下水道特別会計に係ります職員給与費の減に伴う減額補正ということでございます。

次に、20ページへまいりまして、10款1項4目教育指導費4万6,000円の増額補正でございますが、説明の欄にありますとおり、特別支援教育総合推進事業で4万6,000円を追加するものでございます。こちらもやはり同額の歳入が補正されるところでございます。

次に、21ページをお願いいたします。2項1目学校管理費86万7,000円の増額補正でございますが、こちらにつきましては、小学校の運営費ということでございまして、給食用の備品購入費を86万7,000円追加するものでございます。具体的に申し上げますと、南小牛乳保冷库の購入ということでございます。現在使用しているものが昭和49年に購入されたものだそうでありまして、老朽化に伴う買い替えということでございます。

次に、2目の教育振興費でございますが、14万5,000円の増額補正でございます。この内訳は、尾瀬学校事業で11万7,000円の追加、それから昆虫の森・天文台関係で2万8,000円の追加でございます。

次に、3項1目学校管理費21万円の増額補正でございますが、こちらにつきましては、中学校施設の維持管理費として21万円を追加するものでございます。これは水道施設の漏水調査の委託料ということでございます。

次に、22ページへまいりまして、4項5目の中央公民館費36万9,000円の増額補正でございますが、こちらにつきましては、中央公民館の雨水排水管の腐食による雨漏りの修繕費の追加でございます。それと自家用電気工作物の保安委託料、合わせましての36万9,000円ということでございます。

次に、8目北部公民館費46万2,000円の追加でございますが、こちらにつきましては、調理室用のガスコンロの購入費ということでの追加でございます。

では、23ページをお願いいたしますが、歳出合計の補正額合計でございますが、3,510万2,000円でございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。国から民生費国庫負担金ということで、当初は国から全部子ども手当が出るという形の予算編成だったということで減額処分、また県から子ども手当としてやはり負担が増えたということになっていきますけれども、国の毎子供に月額1万5,000円を半分にして支給するとかという流れだと思えるのですけれども、負担割合というのが決まったということでしょうか。要するに国が何割、県が何割とか。ちょっとわかる範囲内でお答え願います。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） ただいまのご質問ですが、国、県の負担割合が決定いたしました。まず初めに、国のほうの負担割合なのですけれども、これがちょっと複雑になっておりまして、被用者と非被用者で割合が違います。被用者の意味ですけれども、被用者は、社会保険とか厚生年金に加入されている方が被用者、また非被用者という形なのですが、俗に言う国保世帯、自営の方が非被用者となっております。非被用者なのですが、国の負担割合が13分の11、県が13分の1、町が13分の1となっております。それと、ゼロ歳児から3歳までなのですけれども、非被用者が、国が39分の19、県が39分の10、町が39分の10となっております。また、3歳から小学校修了前まで、これは非被用者も被用者も同じ割合になっておりまして、国が……これもまた第1子、第2子で割合が違います。第1子、第2子の場合、国が39分の29、県が39分の5、町が39分の5となっております。第3子ですが、国の負担割合が39分の19、県が39分の10、町が39分の10となっております。中学生ですが、これは全額国庫負担となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今の課長の説明、もうちょっとわかりやすく、何のことを説明受けたのだからちょっとわからないので、あれは今回の子ども手当の負担の割合を説明したのですか。

○福祉課長（永井政由君） はい。

○7番（青木秀夫君） そうすると、子ども手当って、では町も負担しているわけ、一般財源でも、何分の幾つか。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） 当初国の国庫負担、全額国の負担という形で予算を計上したわけですが、それが2億5,290万の全額国庫、100%国庫という形で予算計上、収入見たのですけれども、それを国、県、町で負担するという割合なのです。

「そうになったわけ」と言う人あり]

○福祉課長（永井政由君） ええ、なったわけなのです。これがまたかなり複雑な計算なのですけれども、すごく割合が細かなのですよね。多分この割合を事細かに出したというのは、従来児童手当を支払っています。町のほうの児童手当、今までどのぐらい出していたかというのを、多分この詳細な計算で割り出して、今までの児童手当の応分を、町だけはそれだけで抑えようみたいな形で出したのではないかなという解釈なのですが。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） では、そうしますと、細かい数字はいいとして、国が、例えば3分の2だとか、4分の3とか、大体数字出ているのだと思うのですけれども、国がどれだけ負担して、県がどれだけ負担して、町がどれだけ負担して、細かいことはいいから、町が10分の1するとか、大ざっぱでもいいですよ。概算でもいいですから、大体。見当でもいいから。

○議長（塩田俊一君） 永井福祉課長。

[福祉課長（永井政由君）登壇]

○福祉課長（永井政由君） では、予算上の国庫負担金なのですが、1億9,902万3,000円、県負担が2,693万2,000円、町負担分が2,694万7,000円、こういう割合で、一応予算上の数字はこうなっております。

○7番（青木秀夫君） そうすると、約2億5,000万のうち……

○議長（塩田俊一君） ちょっと、相手にでなく……

○7番（青木秀夫君） はい。国が2億5,000万のうち約8割だね、2億円、県が1割、町が1割というような負担割合になるということなのですね。

○福祉課長（永井政由君） そうですね。

○7番（青木秀夫君） 大ざっぱにですよ。

○福祉課長（永井政由君） はい。大ざっぱに言えば、そういう形です。

○7番（青木秀夫君） はい、わかりました。では、国にごまかされてしまったわけだ。満額ではなくて、国は8割だけ負担すると。それで県が1割、町が1割と、そういうような子ども手当の負担割合ということに、これは決定したわけね。

○福祉課長（永井政由君） 4月に法が施行になりまして、この割合で決定されました。

○7番（青木秀夫君） その修正の減額、プラスとかになったわけだ、これが。

○福祉課長（永井政由君） はい。そういう形です。

○7番（青木秀夫君） はい、わかりました。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

○議案第40号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第14、議案第40号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第40号でございます。平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号) ということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ21万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,161万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金に21万円を、歳出につきましては総務費に同じく21万円を追加するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、担当課長よりさらにご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(塩田俊一君) 北山健康介護課長。

[健康介護課長(北山俊光君)登壇]

○健康介護課長(北山俊光君) それでは、議案第40号 平成22年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明をさせていただきます。

2ページから5ページまでにつきましては、ただいまの町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。3款1項1目事務費繰入金ということで21万円を追加するものでございます。

7ページ、歳出ですが、これにつきましては、電算委託料ということで21万を追加するものでございます。これは、先ほど専決のほうでお話がありました地方税法の改正によります電算のシステムの改修のためでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長(塩田俊一君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(塩田俊一君) 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決をいたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(塩田俊一君) 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議案第41号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○議長(塩田俊一君) 日程第15、議案第41号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第41号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
でございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ114万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,441万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金から114万5,000円を減額をし、歳出につきましては総務費から114万5,000円、同額を減額をするものでございます。

以上、第1号についてご説明申し上げました。細部につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 議案第41号 平成22年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
についてご説明をさせていただきます。

2ページから5ページにつきましては、先ほど町長の提案どおりでございますので、省略をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。6ページの繰入金につきましては、職員給与繰入金として325万円の減額
でございます。そして、事務費繰入金ということで215万の追加でございます。

それと、7ページをお願いいたします。7ページの人件費関係につきましては、4月の人事異動によりま
す人件費の異動でございます。

それと、下の欄になりますが、国保税の賦課徴収事業ということで、電算の委託料として210万円、そし
て過誤納金交付金ということで5,000円のそれぞれ追加をさせていただきました。電算の委託料につきまし
ては、課税システムの改修のためでございます。そして、過誤納金につきましては、昨年度の固定資産税に
死亡合算に伴うものでございまして、2名分がここへ計上されております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第42号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第16、議案第42号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第42号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）というところでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ502万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,598万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に47万5,000円、支払基金交付金に57万円、県支出金に23万7,000円、繰入金に373万8,000円をそれぞれ追加をするものでございます。

歳出につきましては、総務費を88万円減額をし、保険給付費に190万円、地域支援事業費に400万円をそれぞれ追加するものでございます。

同じく詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 議案第42号 平成22年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。

先ほど来と同じように、2ページから5ページまでにつきましては、町長の提案どおりでございますので、省略をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。歳入ですが、高額医療合算介護サービスということで190万に対する国、県支出金等の、支払基金等のそれぞれの負担割合によりまして追加をさせていただいたものでございます。

そして、7ページの人件費については、4月の人事異動に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。8ページの一番上の人件費につきましては、4月の人事異動に伴うものでございます。

そして、2款の5項1目でございますが、高額医療合算介護サービスということで190万円の追加をお願いするものでございます。

それと、5の2の1、最後の人件費でございますが、これにつきましても4月の人事異動に伴うものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 8ページの言葉の説明なのですから、高額医療合算介護サービス費って、中身

はどういうことを指しているのですか。わかりやすくお願いします。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 高額医療の関係なのですが、現実的に1カ月1カ月で高額が、ある程度一定の額を超えると、高額医療として支給をされているわけですね。それが1年間合わさったものが、県の国保連のほうで集計したもの、それでなおかつ超えたものについては高額医療の給付が受けられるということでございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それは介護分だけの話。医療だよ、これ、医療なのだけれども、介護保険でしょう、これ。介護保険と医療保険との関係も含めて、これ。もうちょっと簡単に説明できないですかね。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） まず、保険の給付の関係、今言ったように1カ月1カ月で高額医療が出るものがございます。それともう一つ、介護のほうでも保険給付ということでその限度額がありまして、それを超えるものについては高額医療として支給がされます。1カ月1カ月のやつを、両方を積み重ねていって1年間で、今度またその高額のラインがあるのですが、それを超えたものの給付でございます。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうすると、今まではこういうケースはなかったということなのですか。今度そういう制度ができたのですか。今まで、既定がこれはゼロですよ。補正額で初めてここへ、190万ここに予算化されるわけなのですからけれども、今まではそういうケースはなかったとか、新しくそういう制度ができたということか、そういうことなのでしょう。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 今、議員さんの質問の中で、今年からできたのか、あるいは今まではなかったのかという話なのですが、今ちょっと確認がとれませんので、後で調べさせてお答えをさせていただきます。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第43号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第17、議案第43号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第43号についてご説明を申し上げます。平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）ということでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から650万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,654万9,000円に補正をするものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金から650万円を減額をするものであります。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の人件費から650万円を減額をするものでございます。

細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

[環境水道課長（鈴木 渡君）登壇]

○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第43号 平成22年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について細部をご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の人件費に係る補正をするものでございます。

5ページまでにつきましては、町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入ですが、一般会計からの繰入金としまして、既定額1億6,604万円から650万円を減額しまして1億5,954万円といたしまして、歳入合計1億9,654万9,000円とするものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。歳出ですが、下水道総務費の既定額3,529万7,000円から同じく650万円を減額いたしまして2,879万7,000円とするものでございます。この内容につきましては、4月の職員の人事異動に伴う減額でございまして、職員の給料、職員手当等に関するものでございます。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○陳情第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情について

○議長（塩田俊一君） 日程第18、陳情第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の採択を求める陳情については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

先ほどの青木秀夫議員の質問に対して、北山健康介護課長から答弁がございますので。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 大変申しわけございませんでした。

平成20年4月から導入をされたものでございます。

○議長（塩田俊一君） 青木議員、いいですか。

○7番（青木秀夫君） そうすると、今までそれに該当する人がいなかったということだったのですか。それで、今度はそういう人が出てきそうか出てくるだろうということで補正予算化されたのですか。では、そこら辺。

○議長（塩田俊一君） 北山健康介護課長。

[健康介護課長（北山俊光君）登壇]

○健康介護課長（北山俊光君） 今の関係ですが、これからも可能性的にはあると思います。軽減を図るために、1年間を合わせて上限の部分の補てんするという感じでございます。今回のやつも、4月からということで、額が予算のときには決まっていなかったのが、今回5月で決定をしたもので、今回補正で上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12日と13日は休会とし、次の本会議は、14日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時20分）